

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例に基づく事業活動地球温暖化対策計画書の集計結果 (平成 22 年度提出分)

本市では、平成 22 年 4 月に「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」を施行し、事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度を開始し、温室効果ガス排出量が相当程度多い事業者に対して、温室効果ガス排出量の削減に向けて温室効果ガス排出量の削減目標及び目標達成に向けて実施する措置の内容等を記載する事業活動地球温暖化対策計画書の提出を求めています。また、計画書を提出した事業者に対して、毎年度の温室効果ガスの排出の状況及び目標達成に向けた措置の実施状況等を記載した結果報告書の提出を求めています。

平成 22 年度に計画書を提出した事業者数は、164 事業者でした。該当区分ごとの内訳は次のとおりとなっています。

特定事業者の要件

該当区分	事業の規模
第 1 号該当者	市内に設置するすべての事業所における原油換算エネルギー使用量の前年度の合計が 1,500kL 以上の事業者
第 2 号該当者	市内に設置しているすべての事業所及び連鎖化事業に加盟する者が市内に設置しているすべての事業所における原油換算エネルギー使用量の前年度の合計が 1,500kL 以上の事業者
第 3 号該当者	市内に使用の本拠の位置を有する自動車の前年度の末日における台数が 100 台以上の事業者
第 4 号該当者	市内に設置しているすべての事業所における温室効果ガス排出量のうち、いずれかの物質の前年度の合計量が二酸化炭素換算 3,000 t 以上の事業者
上記以外の事業者	任意提出事業者

計画書提出事業者内訳

該当区分	該当事業者数
第 1 号該当者	147
第 2 号該当者	5
第 3 号該当者	14
第 4 号該当者	16
任意提出事業者	1
合計	183
重複を除く事業者数	164

事業者全体の温室効果ガス排出量の合計は、基準排出量は1,997万トン-CO₂、目標排出量は1,995万トン-CO₂であり、削減率は0.1%となっています。また、該当区分及び事業者の主たる事業の業種ごとの温室効果ガスの基準排出量及び目標排出量は次のとおりとなっています。

該当区分及び業種別排出量内訳

該当区分	業種	事業者数	基準排出量 ^{※1} (平成21年度)	目標排出量 (平成24年度)	削減率
第1号、2号、 4号該当者、 任意提出事業者	建設業	1	6,062	5,698	6.0%
	製造業	69	18,415,740	18,432,555	-0.1%
	電力・ガス・熱供給・水道業	5	157,473	153,992	2.2%
	情報通信業	7	85,600	93,042	-8.7%
	運輸業、郵便業	13	125,009	122,016	2.4%
	卸売・小売業	20	120,442	120,129	0.3%
	金融業、保険業	1	3,248	3,151	3.0%
	不動産業、物品賃貸業	15	135,202	130,759	3.3%
	宿泊業、飲食サービス業	4	14,530	14,619	-0.6%
	生活関連サービス業、娯楽業	1	5,188	5,034	3.0%
	教育、学習支援業	5	45,214	44,871	0.8%
	医療、福祉	6	42,398	45,623	-7.6%
	サービス業（他に分類されないもの）	5	77,632	66,681	14.1%
	公務（他に分類されるものを除く）	3	250,081	237,964	4.8%
小計		155	19,483,819	19,476,134	0.0%
第3号該当者		14 (9) ^{※2}	489,204 ^{※3}	474,938 ^{※3}	2.9%
合計		169 (164)	19,973,023	19,951,072	0.1%

※1 基準排出量は、計画期間の初年度の前年度に設定することが適当でない場合は、他の複数年度の排出量の平均などとして示しています。

※2 事業者数の括弧内の数値は、重複して該当している事業者を除いた値を示しています。

※3 重複して該当している事業者の第3号該当者の排出量は、自動車からの排出量のみを集計しています。